**\*\*\*\*\*** 

# 21世紀の田原本町に夢を!

# 植田まさたか後援会だより

発 行 植田まさたか後援会事務所まるせんプリント内) 〒636-0306 奈良県磯城郡田原本町西竹田144番地 TEL07443-2-8137 FAX 07443-3-6077

3号



植田まさたか挨拶と報告 平成16年 第1回定例会



後接会発足以来、今回まで第3号となりました「植田まさたか後接会だより」でありますが、後接会の皆様とはごぶさたをしており申しわけなく思っております。

3年目を迎えました議員活動もまだまだ皆様のご期待にそえなく申しわけなく思っております。

しかしながら"初心忘れず"をモットーに、当選させて頂きました時の事、その時の思いを今も忘れず一生懸命活動をしております。

平成15年10月より、田原本町議会常任委員会では、民生水道常任委員会委員、特別委員会では、前年度に引き続き、駅前整備事業特別委員会委員、(仮)生涯学習センター建設特別委員長として、職責を担っております。

平成16年度第1回定例会(3月議会)一般質問では、「清掃工場移転について」おこないました。

#### 《一般質問》

#### ■「田原本町清掃工場について」■

それでは議長のお許しを得て質問させていただきます。

私の住んでいる西竹田地区には、議員皆様ご承知のように、田原本町清掃工場がございます。田原本町住民約3万3000人の生活にとってなくてはならない重要な施設であります。このように、田原本町にとって最も重要な施設の一つである施設が、これを受け入れる周辺地域の住民にとっては大変重要な問題を引き起こしており、その件に関しまして、幾つかの問題を指摘しながら質問をいたしますので、よろしくご回答をお願いいたします。

従前には、阪手にありました田原本町清掃工場が、昭和60年に現在の西竹田地区に移転し、西竹田及び同工場近辺の松本、金剛寺、大網それぞれの自治会と確約書を交わしています。その内容は、同清掃工場の設置期間は、完成後15年とし、ただし10年間で操業実績を検討して、継続か廃止かを地元と十分協議するというものでした。その後の協議によって継続することに決定し、町と平野、十六面自治会を含む前記の自治会との協議の結果、平成9年2月12日、公園の設置や地域環境整備のための助成などを含んだ確約書を新たに交わしております。

その中で、町は、地元自治会に対して「それぞれの条項について誠意をもって対応し、疑義が生じた場合はそのつど協議をする」とあります。また、この清掃工場の問題につきましては、平成13年第1回定例会におきまして、さる議員が一般質問をされている経緯があり、質問の内容が「清掃工場について、地元自治会との確約書において、平成17年9月30日までの契約を交わされています。平成17年10月1日以降について、移転されるのか、または継続されるのか」という質問に対し、当時の生活環境部長の辻部長は「6カ大字で構成されている田原本町清掃工場移転問題対策委員会から、すでに3回にわたる要望書が提出されており、その中でも、質問と同様のご意見であります。ただ、現時点では、厚生省及び県が示す焼却場の広域化問題の動向もございまして、具体的方針は決まっておりません。しかしながら、これは重大な問題として考えており、平成13年度中に方針を立て、対応してまい

りたいと考えております」との回答でありました。さらに森町長からも、平成 13 年度中に議会の 意見も聞きながら、一定の方向を見出し、地元対策を講じてまいりたいと考えている、という回答がございました。

# 一方、平成11年から12年度にかけて、排ガス高度処理施設等の



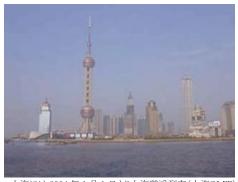
整備工事を約 11 億 9000 万 円、うち国庫補助金が廃棄物処理施設整備費補助金という名目ですが 5 億 4032 万 5000 円を使って整備工事を行っていただいておりますが、一般的には、国の補助金を使って改修工事をされた場合は、工事完了の日の翌年度から起算して 8 年を経過しない間に転用された場合、補助金の適正化法の適用があり、承諾を受けないで一定期間内に取り壊す場合は、補助金を返還させるものとする、ということになっております。

そこで、私が本年2月1日、県の廃棄物対策課に直接問い合わせをいたしましたところ「厚生省環境整備課から、平成12年3月29日付で、廃棄物処理施設の財産処分に関する取り扱いの事務連絡があり、それらを勘案しながら検討すると、最終的に田原本町の清掃工場を廃止した場合、補助金返還がどうなるかは、解体費などを具体的に見積もっていただかないと判断できない。しかし一般論としては、残存価値は、施設全体で計算するので、炉そのものの建設時期が古ければ、全体として価値は低くなり、また、ダイオキシン対策としての設備の改修は残存価値を高めることになっていないことから、推測としましては、返還不要と想像される」という回答でありますが、ここのところを町の担当部課が、県や国に再確認される必要があるのではないかと考えますが、どのようにお考えですか。

先ほど述べましたように、確約書には「それぞれの条項について誠意をもって対応し、疑義が生じた場合にはそのつど協議をする」とありますが、すでに平成13年度当時、平成20年まで 操業を継続しなければならないことがわかっていながら、町当局から地元住民に何の説明も 対応もなかった理由が何かあるのでしょうか。私は、町長としての説明責任が問われるのでは ないかと思うのですが、この問題に対しての責任をどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

さらに、このような重要公共施設と、これを受け入れる周辺住民との関係についてでありますが、このような重要公共施設が存在することによって、周辺住民に苦痛を忍受させることがあってはならないということと、及び、このような施設は、周辺地域との間で、美的にも調和のとれた環境整備が行われるべきだと考えますが、この点についても基本的行政姿勢をお聞かせ願います。

以前にも後援会だよりで書きましたが、私の会社は上海市閔行区にあります。仕事の関係で 5 月末に行ってきましたので、見たこと、感じたことを報告したいと思います。



上海には2004年1月1日より上海磁浮列車(上海SMT)リニアが正式営業運転を開始しています。なかなか機会がなかったのですが、今回は少し時間があったので乗車してきました。浦東国際空港から上海市中心部までのアクセスが格段に便利になり総投資額100億人民元(約1500億円)であり、このSMTの区間は浦東国際空港から龍陽路駅までの30キロで最高時速は430キロ。昨年9月に試運転が開始されてから、すでにのべ50万人が利用しているそうです。

運賃は団体で 100 人以上なら片道 66 元(1 元約 15 円) 一般乗客は片道 75 元、往復 150 元になっていましたが、現在は利用率がいまひとつ伸びない上海のリニアの運賃が値下がりしていました。新しい料金はもともと 75 元だった片道料金が 50 元に、さらに往復チケットを購入すると 80 元となり、片道 40 元になる。また 1 等席の値段も片道 100 元、往復 160 元と値段が下がっていま す。また身長 120 センチ以下の子供なら大人と一緒に乗車する場合には無料になるそうです。

浙江省では、上海とのアクセスを向上させるためにリニア線の建設計画を推進しているそうです。すでに調査報告が出ており、2008 年末完を目標に 2010 年の万博までには間に合わせた いとしています。現在のリニアを南に延長させるか、西に延長させるかで議論が続いていますが、西に延長する案が有力視されています。途中、龍陽路駅から万博駅、上海南駅、松江駅、嘉興駅、杭州駅となり、所要時間は上海~杭州で30分前後となるようです。杭州では鉄道 および地下鉄1号線と連絡させる予定だそうです。何れにしろ、現在の上海のリニアが延長される可能性は濃厚になってきているようです。

日本でも以前から開発が進んでいましたが、未だ正式営業運転までにはいかないようです。

# 中国は、そういう意味では何をするのも早いなと思いました。



ちょっと驚いたことは、以前までは浦東国際空港と龍陽路を結ぶリニアは欧米人の運転手が 先頭に乗り込んでいたそうですが、5月1日の連休から1980年代生まれの若い女性運転手11人にバトンタッチしているそうです。リニアの運転制御は主に龍陽路のコントロールセンターで行われているため、ほぼ自動化されていますが、安全のために運転士を一人乗車させているそうです。もともと接待系を担当していた人が多いそうですが、去年11月ごろから欧米人の指導者から運転技術や理論を教わり、5月1日より運行にあたっているそうです。いかにも中国という感じがしました。

上海事情報告2 民の声は神の声

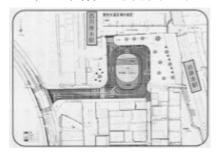
■ 市町村合併について ■



昨年 12 月に橿原市、桜井市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村の 2 市 4 町 1 村 の中和地区市町村合併協議会(任意の協議会)が解散して以来、新たな枠組みとして、磯城 郡と広陵町との合併について検討されてきましたが、広陵町は法期限内の合併には執着しないとの方針であった為、断念されました。そこで新たな枠組みとして、磯城郡と桜井市との枠組みでの合併が浮上し、「広報たわらもと 号外」でもご存じの通り任意の合併協議会が立ち上がりました。今後はこの枠組みで合併に向けて議論されていく予定です。

# ■ 駅前整備について ■

平成 11 年度に実施されました住民アンケートにおいて、近鉄田原本駅と近鉄西田原本駅の整備を望む意見が第 1 位でありました。一日の乗客数が 2 万 1 千人あるにもかかわらず、未だに駅前広場がなく昭和 30 年代の状態であります。しかしながらようやく具体的な計画がな



され、本年度7月に都市計画決定、平成18年~19年に用地取得、平成20年に実施計画、平成21年には本工事が始まる予定です。尚、都市計画決定の内容につきましては、次のことなどがあります。

- 1. 都市計画道路 ・ 西田原本駅前線の追加
- 2. 駅前広場の設置
- 3. 自転車駐車場の設置

#### ■ (仮称)総合生涯学習センター ■



冒頭の挨拶でも報告させていただきましたが、平成 15 年 10 月より(仮) 生涯学習センター建 設特別委員会の委員長の職務を担っております。センター内には約 350 平方メートルの面積を 持つ唐古・鍵遺跡をはじめとする町内の遺跡を展示する(仮称) 田原本文化財資料館や客席 801 席、楽屋、本格的な音響・照明・映像システムを完備した大ホールや図書館等すばらしい 設備が整っております。

# 【上記の質問に対しての答弁】

#### 〇 町長答弁

## 町長(森 晃一君)

3番、植田議員の、清掃工場の地元自治会との期限についての経過及び今後の対策についてのお尋ねでございますが、今後の対応につきましては、私から答弁をさせていただきます。

まず、現在の清掃工場の操業期限は、地元関係自治会との確約により平成17年9月30日までであることは十分認識をいたしているところでございます。そこで、清掃工場の移転問題は、町の最重要課題でありますことから、助役を筆頭に収入役、7部長からなる清掃センター建設計画委員会を組織いたしまして、現在検討をさせているところでございます。が、何分奈良県のごみ処理広域化計画の動向や、現在全体協議会でご協議を賜っておりますところの市町村の合併について、その枠組みが今日現在、いまだ方向性が定まっていない中での検討でありますが、困難な面もございます。しかしながら鋭意進めてまいりたいと、このように考えております。

また、その内容につきましては、今後出来るだけ早い時期に周辺自治会長並びに清掃工場移転問題検討委員会の委員さんの方々にご説明を申し上げ、ご理解をいただけるよう努めてまいりたいと、このように考えております。

なお、財産処分をした場合の補助金の返還について、及び清掃工場の周辺地域の 環境整備についてのお尋ねにつきましては、渡邊生活環境部長から答弁をさせます。



### ○ 生活環境部長答弁

#### 生活環境部長(渡邊和博君)

それでは、3番、植田昌孝議員の清掃工場の地元自治会との期限についての経過、及び今後の対応についてのご質問についてお答えさせていただきます。



平成 11 年、12 年度において廃棄物処理施設、排ガス高度処理施設整備工事は国庫補助金の交付を受けていることから、もし操業期限後に廃止した場合、補助金の返還がどうなるのか、県や国に再確認される必要があるのでは、とのご質問でありますが。平成 16 年 1 月に、県の廃棄物対策課に出向き、廃棄物処理施設の財産処分について確認をいたしましたところ、補助金返還の有無については、評価額が解体費を下回る場合は補助金の返還を求めることなく、財産処分の承認をされると聞いております。

次に平成 13 年度当時、平成 20 年まで操業を継続しなければならないとわかっていながら、地 元住民に説明がなかったとのご質問ですが。まず、基本的には、平成 17 年 9 月 30 日までの地 元確約期間は十分認識いたしております。しかし、ご承知のように、平成 9 年、ダイオキシンガ イドラインによる平成 14 年 12 月までに新たな規制値、5ナノグラム以下にしなければ操業不可 能となることから、排ガス高度処理施設整備工事を施行いたしたのであります。

このことについては、各自治会長さんにも説明を行い、さらに平成 11 年 11 月 17 日 のモニター 会議の場を借り、細部にわたり説明、論議をいただき、ご理解を得たところでありま



す。そこで、なぜ事前に説明しなかった、とのことでありますが、これは先ほどの補助 金適正化法を指しておられると思いますが、必要不可欠な整備工事にもかかわらず、 説明することによって誤解を生じかねないと危惧し、補助金適正化法との関連の説 明をしなかった次第であります。

次に、清掃工場の周辺住民に苦痛を忍受させることがあってはならない。また、周辺地域との間で、美的にも調和の取れた環境整備が行われるべきだ、とのことでありますが。 植田議員 お述べのように、周辺地域並びに住民に対して苦痛を感じさせるようなことがあってはなりません。 したがって、今後も周辺の環境整備につきましては十分配慮してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を承りますよう、答弁とさせていただきます。

《 再質問 》

ご回答をいただきましてありがとうございます。町長といたしましても、大変頭の痛い問題であるというふうに私は理解をしていますし、お触れにならなかったかもわかりませんけれども、合併の問題もございます。ここで私が考えていますことを少し述べさせていただきたいと思います。

平成 11 年の 3 月に、奈良県ごみ処理広域化計画が市町村合併を前提に置いたものであるということであるので、清掃工場の移転スケジュールは昨年度の橿原市を中心とした7カ町村の 合併の枠組みが白紙に戻ったことにより、当初の計画どおりにいかな い情勢になってきており 流動的であるということを認識しておりますが、しかし、この2つの問題は本来別々のものであると私は考えています。県としても、市町村合併とは関係なく、ごみ処理広域化計画は推進する義務があるのではないかと思います。

で、田原本町の清掃工場の移転についての平成9年の操業期間の確約書は、本来無条件で履行しなければならないのではないかと思います。 もし、継続を考えておられるのなら、合併による広域化が失敗したことを理由に期間後の操業を持ち出してくるのはおかしいのではないかと。合併 問題と清掃工場の問題は、本来連動しているものではないと、私は思います。

この問題については別に考えなければならないのではないかという私の意見であります。例えば、清掃工場を撤去することを前提に考えたなら、新しい清掃工場の場所や建設費用とか、地元対策など、いろんな問題が出てくると思うんです。しかも撤去することになれば、撤却費用は10億円以上かかるというふうに聞いております。撤去後の跡地の有効利用についても、これから今後考えていかなければならないと思います。回答は





結構ですが、私の要望といたしまして、できるだけ、先ほども町長がお答えいただきましたように、早い期間に地元住民との話し合いの機会を持っていただくように強く要望させていただいて、再質問とさせていただきます。ありがとうございました。